

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第 3 0 号

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	1 8 0 円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者 (長期非該当)	2 4 0 円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	1 0 0 円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者 (長期該当)	1 9 0 円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰ(老福)の者	1 1 0 円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	1 1 0 円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	1 1 0 円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	1 1 0 円

」

を

「

生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	2 0 0 円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	2 7 0 円
----------------------------------	---------	----------------------------------	---------

		(長期非該当)	
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	120円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者 (長期該当)	220円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰ(老福)の者	130円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	130円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	130円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	130円

」

に改める。

第1号様式中「小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等」を「小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除等」に改める。

第6号様式の4中「240円」を「270円」に、「140円」を「160円」に、「110円」を「130円」に、「190円」を「220円」に、「180円」を「200円」に、「100円」を「120円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。